

# 若年層における相談支援体制の実態 ～報告書～

令和6年3月

山梨県立精神保健福祉センター

（自殺防止センター）

## 目次

- I 調査概要 . . . . . PP.1-5
- II 集計結果（詳細） . . . . . PP.6-10
- III 資料 . . . . . PP11-21

## I 調査概要

### 1 はじめに

我が国の近年の自殺死亡率は、20歳未満の若年層に着目すると、平成10年以降はほぼ横ばいで推移していたが、コロナ禍を経て増加の兆しを見せている。また、若年層の死因に占める自殺の割合は高く、若年層の自殺対策は喫緊の課題である。

全国大学生生活協同組合連合会が令和3年に行った「コロナ禍の大学生活アンケート」で示された「不安の内容」として、将来に対する不安、意欲がわかず無気力、気分の落ち込み、友人とつながれていない孤独感・不安等が上位に挙げられていた。また、10代後半から20代前半の若年層に対する相談体制は、近年のSNSの普及等により多様化してきているが、顔の見えない相談形態やピアカウンセリング的な助言がどの程度効果があるかは定かではなく、場合によって深刻化してしまう可能性もある。

このため、若年層が所属する教育現場において相談支援体制があるか、また、直接相談を受ける立場にある教職員の認識について把握しようと考え、調査を行ったので報告する。

### 2 調査方法

#### (1) 対象

県内全ての大学・短期大学（以下「大学等」という。）12校を対象に、Webアンケート調査を行った。本調査は2種類に分かれており、①大学等用調査票は所属機関において心の悩みの相談支援体制について把握している立場の者各1名に、②教職員用調査票は学生の心の悩みの相談を受ける立場にある教職員各20名の計320名（12校の16キャンパス×20名）を対象とした。

#### (2) 調査項目

学生が利用可能な心の悩みの相談支援体制の有無、ここ5年間で学生からの自殺の危険を感じるような心の悩みの相談の有無及び内容、相談に関して大学で行っている独自の取組、学生からの心の悩みの相談に対応する中で困ったこと等を調査した。その他、大学等用においては連携中の学外医療機関又はカウンセリング機関を、教職員用では回答者の属性を確認した。

#### (3) 調査期間 令和5年11月22日から12月28日まで

#### (4) 分析方法

単純集計の後、必要に応じ $\chi^2$ 検定を行った。統計学的有意水準を $P < 0.05$ とした。

#### (5) 倫理的配慮

個人が特定されないよう配慮し、調査への協力は本人の自由意志として職務的な強制ではないことを協力依頼文書に明記した。また、Web上でアンケート内容に進む前に、本調査に協力可能な場合に限り「回答開始」をクリックする手順とした。

なお、本調査は精神保健福祉センター倫理審査委員会の承認を受けている。

### 3 結果

種 類	回答率
大学等用	100% (12校/12校)
教職員用	31.9% (102名/320名)

#### 【大学・教職員用共通】

#### (1) 学生が利用可能な心の悩みの相談支援体制の有無（例：学生相談室、保健管理センター、クラス担任・指導教員等の教員等）

(大学等用) 「有り」は11校 (91.7%)、「無し」は1校 (9.3%) であった。

(教職員用) 「有り」は97名 (95.1%)、「無し」は5名 (4.9%) であった。

#### (2) 相談支援体制の部署又は役職等

##### (大学等用・教職員用)

共通して「学生相談室」、「学生サポートセンター」等の部署、「クラス担任」、「カウンセラー」等の役職の回答があった。

#### (3) 「相談支援体制」は学生の心の悩みの解消につながっているか

(大学等用) 「そう思う」は7校 (63.6%)、「ややそう思う」は4校 (36.4%) であった。

(教職員用) 「そう思う」は62名 (63.9%)、「ややそう思う」は31名 (32.0%)、「ややそう思わない」3名 (3.1%) 「未回答」1名 (1.0%) であった。

#### (4) ここ5年間の学生から自殺の危険を感じるような心の悩みの相談経験の有無

(大学等用) 「ある」は8校 (66.7%)、「ない」は4校 (33.3%) であった。

(教職員用) 「ある」は33名 (32.4%)、「ない」は69名 (67.6%) であった。

#### (5) 自殺の危険を感じるような心の悩みの相談の内容（選択式・複数回答可）

(大学等用) 「精神障害、発達障害に関すること」が7校 (87.5%)、次いで「対人関係に関すること」、「修学に関すること」が5校 (62.5%) と上位を占めていた。

**(教職員用)**

・「精神障害、発達障害に関すること」が21名(63.6%)、次いで「対人関係に関すること」が20名(60.6%)、「修学に関すること」が16名(48.5%)と上位を占めていた。

**(6) 学生の心の悩みの相談に関して行っている独自の取組**

(大学等用)「カウンセラーの設置」、「各学科に学生支援・相談担当の教員の配置」等

(教職員用)「受け持ちの生徒に対し定期的に面接をする」  
「ゼミの時間にしっかりと学生を観察する」等

**(7) こころの健康相談統一ダイヤルの活用**

(大学等用)「周知している」は8校(66.7%)、「周知していない」は3校(25.0%)、  
「当該ダイヤルを知らない」は1校(8.3%)であった。

(教職員用)「周知している」は26名(25.5%)、「周知していない」は50名(49.0%)、  
「当該ダイヤルを知らない」は26名(25.5%)であった。

**(8) 山梨県自殺防止センターの認知度**

(大学等用)「名前を聞いたことがあり、業務内容も知っている」は7校(58.3%)、  
「名前を聞いたことがあるが、業務内容は知らない」は5校(41.7%)であった。

(教職員用)「名前を聞いたことがあり、業務内容も知っている」は33名(32.4%)、  
「名前を聞いたことがあるが、業務内容は知らない」は44名(43.1%)、  
「名前も聞いたことがない」は25名(24.5%)であった。

**(9) 学生からの心の悩みの相談に対応する中で困ったこと**

(大学等用)「ある」は8校(66.7%)、「ない」は4校(33.3%)であった。

(教職員用)「ある」は33名(32.4%)、「ない」は69名(67.6%)であった。

**【大学等用のみ】**

**(10) 連携中の学外の医療機関又はカウンセリング機関の有無及び機関名**

「有り」は5校(41.7%)、「無し」は7校(58.3%)であり、機関名は精神科医療機関等の記載があった。

## 【教職員のみ】

### (1 1) 属性

「教員」は 77 名 (75.5%)、「事務職員」は 14 名 (13.7%)、「その他」11 名 (10.8%) であった。

### (1 2) 学生の相談を受ける立場になってからの経験年数

「0～5 年」は 44 名 (43.1%)、「6～10 年」は 23 名 (22.5%)、「11～15 年」は 15 名 (14.7%)、「16～20 年」は 11 名 (10.8%)、「21 年以上」は 9 名 (8.8%) であった。

### (1 3) 年代

「30 代」は 16 名 (15.7%)、「40 代」は 25 名 (24.5%)、「50 代」は 38 名 (37.3%)、「60 代」は 23 名 (22.5%) であった。

## 4 考察

### (1) 相談体制の整備状況と独自の取組について

相談体制は各々で整備されているところが多く、評価もされている。相談体制として行っている独自の取組として、組織として学生を支援する制度の設置により相談しやすい環境等を構築し、各教職員が声かけや傾聴等、学生との接し方や聴き方を工夫することで重層的な対策を講じていることが示唆された。

### (2) 自殺の危険を感じるような心の悩みの相談について

上位に挙がっていた「対人関係に関すること」や「修学に関すること」については、大学等の教職員が当該学生の話をも十分に受け止めることから始まると考えられるが、相談件数が最も多かった「精神障害、発達障害に関すること」については、医療専門職の意見を踏まえる必要があり、今後の体制構築の基礎資料となった。

### (3) 学生からの心の悩みの相談への対応について

学生からの心の悩みの相談に対応する中で困ったことの内容として最も多かったのが「学校としてどこまで支援できるのか」で、「見守り支援を継続してよいのか」、「保護者へ情報提供してよいのか」等が続いたが、教職員個人の判断に委ねられるような内容ではなく、組織的に検討を続けていかなければならないと考えられた。

### (4) 相談を受けた教職員の属性 (年代・経験年数) について

属性の違いによる統計的な有意差は認められなかったが、年齢で言えば 30 代や 40 代、経験年数で言えば 10 年以下のものの方が「困ったことがある」傾向にあると示唆された。学生に関わる教職員の自信をもって対応できるような取組をしていく必要があるとともに、特に経験の少ない教職員に対しては支援体制を強化していく必要性が考えられた。

## (5) まとめ

調査の結果から、今後検討が必要な取組について2点整理した。

### ① スーパーバイズを受けられる場の提供

大学等の教職員が学生からの相談を受けた際に適切な対応ができるようなスキルを備えられるような機会、例えば専門職によるスーパーバイズを受けられる場を提供する。

### ② 研修機会の確保及び周知

大学の教職員の経験年数にかかわらず、学生に関わる教職員誰もが自殺の危険性を感じる相談対策を学んでもらうための研修機会の確保や周知を行う。

## (6) 本研究の限界

対象数が少ないことから今回は教員と職員を分けずに分析したが、今後は基本属性による違いにも着目していきたい。

## 謝 辞

年末の御多忙な時期にもかかわらず、本調査に御協力くださった大学及び短期大学の職員の皆様に感謝申し上げます。

また、本研究を進めるにあたり健康科学大学看護学部望月宗一郎教授には、共同研究者として調査方法から研究のまとめまで丁寧なご指導をいただきました。心から感謝いたします。

## 参考文献

- 1) 大学等における学生支援の取組状況に関する調査（令和3年度（2021年度））結果報告書,独立行政法人日本学生支援機構,令和5年1月
- 2) 大学の自殺予防対策に関する現況調査 結果報告書,全国大学メンタルヘルス学会「大学生の自殺予防プログラム全国開発研究」研究班,令和2年3月

## II 集計結果（詳細）

種 類	回答率
大学等用	100% (12校/12校)
教職員用	31.9% (102名/320名)

### 大学・教職員共通

#### 1 学生が利用可能な心の悩みの相談支援体制の有無

(大学等用)

N=12

相談体制	件 数	割 合
有り	11	91.7
無し	1	8.3

(教職員用)

N=102

相談体制	件 数	割 合
有り	97	95.1
無し	5	4.9

#### 2 「相談支援体制」は学生の心の悩みの解消につながっているか

(大学等用)

N=12

悩みの解消につながっているか	件 数	割 合
そう思う	7	63.6
ややそう思う	4	36.4
ややそう思わない	0	0.0
そう思わない	0	0.0

(教職員用)

N=102

悩みの解消につながっているか	件 数	割 合
そう思う	62	63.9
ややそう思う	31	32.0
ややそう思わない	3	3.1
そう思わない	0	0.0
未回答	1	1.0

## 3 ここ5年間の学生から自殺の危険を感じるような心の悩みの相談経験の有無

(大学等用)

N=12

自殺の危険を感じるような心の悩みの相談	件数	割合
ある	8	66.7
ない	4	33.3

(教職員用)

N=102

自殺の危険を感じるような心の悩みの相談	件数	割合
ある	33	32.4
ない	69	67.6

## 4 自殺の危険を感じるような心の悩みの相談の内容（選択式、複数回答可）

(大学等用)

N=8

相談内容	件数	割合
修学に関する事	5	62.5
学費、生活費等の金銭に関する事	2	25.0
精神障害、発達障害に関する事	7	87.5
身体の問題に関する事	1	12.5
進路・就職に関する事	4	50.0
対人関係に関する事	5	62.5
性的マイノリティに関する事	2	25.0
ハラスメント・人権侵害に関する事	1	12.5
性犯罪に関する事	1	12.5
その他	0	0.0

(教職員用)

N=33

相談内容	件数	割合
修学に関する事	16	48.5
学費、生活費等の金銭に関する事	3	9.1
精神障害、発達障害に関する事	21	63.6
身体の問題に関する事	8	24.2
進路・就職に関する事	6	18.2
対人関係に関する事	20	60.6
性的マイノリティに関する事	2	6.1
ハラスメント・人権侵害に関する事	3	9.1
性犯罪に関する事	0	0.0
その他	6	18.2

## 5 こころの健康相談統一ダイヤルの周知

(大学等用)

N=12

こころの健康相談統一ダイヤルの周知	件数	割合
周知している	8	66.7
周知していない	3	25.0
当該ダイヤルを知らない	1	8.3

(教職員用)

N=102

こころの健康相談統一ダイヤルの周知	件数	割合
周知している	26	25.5
周知していない	50	49.0
当該ダイヤルを知らない	26	25.5

## 6 山梨県自殺防止センターの認知度

(大学等用)

N=12

山梨県自殺防止センターの認知度	件数	割合
名前を聞いたことがあり、業務内容も知っている	7	58.3
名前を聞いたことがあるが、業務内容は知らない	5	41.7
名前も聞いたことがない	0	0.0

(教職員用)

N=102

山梨県自殺防止センターの認知度	件数	割合
名前を聞いたことがあり、業務内容も知っている	33	32.4
名前を聞いたことがあるが、業務内容は知らない	44	43.1
名前も聞いたことがない	25	24.5

## 7 学生からの心の悩みの相談に対応する中で困ったこと

(大学等用)

N=12

困ったこと	件数	割合
ある	8	66.7
ない	4	33.3

(教職員用)

N=102

困ったこと	件数	割合
ある	33	32.4
ない	69	67.6

## 7 学生からの心の悩みの相談に対応する中で困ったこと

(大学等用)

N=8

内 容	件 数	割 合
対応マニュアルがない	2	25.0
連携機関が分からない	3	37.5
専門のカウンセラーがない	0	0.0
見守り支援を継続してよいのか	2	25.0
大学・短期大学としてどこまで支援できるのか	7	87.5
相談時間が十分に確保できない	3	37.5
知識不足で助言が難しい	0	0.0
保護者へ情報提供してよいのか	3	37.5
その他	1	12.5

(教職員用)

N=33

内 容	件 数	割 合
マニュアルがない	9	29.0
連携機関が分からない	4	12.9
専門のカウンセラーがない	1	3.2
見守り支援を継続してよいのか	13	41.9
学校としてどこまで支援できるのか	26	83.9
相談時間が十分に確保できない	8	25.8
知識不足で助言が難しい	11	35.5
保護者へ情報提供してよいのか	13	41.9
その他	7	22.6

## 大学等用のみ

## 8 連携中の学外の医療機関又はカウンセリング機関

連携している学外の医療機関	件 数	割 合
有り	5	41.7
無し	7	58.3

## 教職員用のみ

## 9 回答者の属性

属性	件数	割合
教員	77	75.5
事務職員	14	13.7
その他	11	10.8

## 10 学生の相談を受ける立場になってからの経験年数

経験年数	件数	割合
0～5年	44	43.1
6～10年	23	22.5
11～15年	15	14.7
16年～20年	11	10.8
21年以上	9	8.8

## 11 年代

年代	件数	割合
20代	0	0.0
30代	16	15.7
40代	25	24.5
50代	38	37.3
60代	23	22.5
70代	0	0.0

### III 資料

#### 【調査依頼文】

精保第1535号  
令和5年12月12日

各大学・短期大学長 殿

山梨県立精神保健福祉センター  
(自殺防止センター)  
所長 志田 博和

県内の大学・短期大学生における心の悩みの相談支援体制に関する  
調査について（依頼）

日頃から、当センターの事業について御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、我が国の近年の自殺死亡率は、全体的に低下傾向にありましたが、コロナ禍において増加に転じつつあります。特に、20歳未満の若年層に着目すると、平成10年以降はほぼ横ばいで推移していましたが、コロナ禍を経て増加の兆しを見せています。また、若年層の死因に占める自殺の割合は高く、若年層の自殺対策が課題であると考えております。

このため、県内の大学及び短期大学の教職員等を対象に、大学生等の心の悩みに係る相談支援体制に関する実態調査を実施することとしました。

つきましては、御多忙の折とは存じますが、貴学におかれましても、本調査の趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、回答に当たりましては、別添協力依頼文書を御一読の上、ウェブアンケートフォームにより回答をお願いいたします。

#### 1 送付物

①協力依頼文書（大学・短期大学等用）1部

②協力依頼文書（教職員用）20部

※貴学内で学生の心の悩みの相談を受ける立場にある方20名に配布願います。

#### 2 回答期日

令和5年12月22日（金）

精神保健福祉センター  
(自殺防止センター) 馬場・木村  
住所：山梨県甲府市北新1-2-12  
電話：055-254-8644

大学・短期大学等

若年層に対する自殺対策調査研究事業

「県内の大学・短期大学生における心の悩みの相談支援体制に関する調査」  
への御協力について(お願い)

1. 研究の意義、目的

本県の20歳未満と20歳代の自殺死亡率は全国を上回っており、特に10～24歳では自殺が総死亡数の半数を占めているなど、子ども・若者の自殺が深刻な課題となっております。

大学生になると親元を離れる等、これまで慣れ親しんだ環境が一転し、一人暮らしやアルバイトを始めることで、不規則な生活に陥りやすく、また、人間関係や行動範囲が広がり多くのストレスを抱えていると考えます。

また、10歳代後半から20歳代は、生徒・学生から社会人へとライフステージが大きく変化する時期で、様々な悩みも生じ、心も不安定になりがちです。

そこで本研究の目的は、県内の大学・短期大学における学生の自殺対策に係る相談支援体制と相談対応の実態を明らかにし、今後の若年層の自殺対策の推進等に活用するための基礎資料を得ることとしています。

2. 研究方法及び研究期間

この説明書の内容について御同意いただける場合は、本研究のウェブアンケートフォームにパソコン又はスマートフォン等からアクセスし、アンケートに答えていただきます。

3. 研究対象者として選定された理由

県内の実態を把握するため、大学・短期大学全12校に依頼しております。

4. 調査票について

- ① 調査票は、「大学・短期大学等用」と「教職員用」の2種類があります。このアンケート調査への回答については、「大学・短期大学等用」は貴学における心の悩みの相談支援体制について把握している立場の方代表**1名**、「教職員用」は学生の心の悩みの相談を受ける立場にある方（クラス担任や指導教職員、学生相談室等の学生の悩みに対応する部署に所属している方）**20名**にお願いしております。
- ② 恐れ入りますが、「教職員用」のアンケート調査については、貴学で回答者を20名選定いただき、同封の「教職員用」の依頼文を配布していただきますようお願いいたします。

なお、対象職員が20名に満たない場合は可能な範囲で配布をお願いします。

〈大学・短期大学等用調査票 QR コード〉

回答期日：令和5年12月22日（金）



## 5. 研究への協力及び辞退について

研究の趣旨を御理解の上、御協力いただければと思いますが、この協力は職務的な強制ではありません。協力しない場合又は回答の途中で辞退される場合も、回答者個人の業績評価等の不利益が生じることはありません。途中で辞退される場合は、ウェブアンケートの途中でブラウザを閉じてください。

## 6. 研究への協力により期待される利益

この研究へ協力いただくことにより、山梨県内の大学・短期大学における学生の自殺対策に係る相談体制の現状と教職員等のニーズの把握が可能となり、教職員等の自殺対策への関心及び関係部署との連携の必要性に係る意識が高まることが期待されます。また、自殺対策を推進する上で大学等の現場において必要な支援が明確になり、山梨県内の大学生等（若年層）に係る自殺対策の充実が期待されます。

## 7. 予測されるリスク、危険、心身に対する不快な状態及び影響

本研究の協力には、何ら身体的な危険は伴いませんが、アンケートの一部で自殺や自殺未遂に係る対応をお伺いいたします。このため、精神的な不快感が生じることがごくまれにありますが、その場合は、5のとおりいつでもこの研究を辞退することができます。

## 8. 研究成果の公表の可能性

本研究の成果は、山梨県立精神保健福祉センター研究紀要、山梨県職員保健師会紀要及び山梨県公衆衛生研究発表会で公表いたします。

## 9. 守秘や個人情報の取扱い

本研究は、山梨県立精神保健福祉センター倫理審査委員会の承認を得ています。  
また、とりまとめの際に貴学及び回答者が特定される情報を公表することはありません。

## 10. 研究データの取扱い

研究データはデジタル化され、研究以外の目的には使用しません。調査終了後、回答データをサーバーからダウンロードし、CD等にパスワードをつけて保存するとともに、サーバー上のデータは削除します。データを保存したCD等は、山梨県立精神保健福祉センター内の適切な場所（鍵のかかる等）で5年間保管後、破棄します。

## 11. 研究に係る資金源の有無及び名称

本研究は、次の助成を受けて実施されます。  
自殺対策費補助金（国庫補助金）

## 12. この研究の代表者及び共同研究者について

本研究は、山梨県立精神保健福祉センター（山梨県自殺防止センター）が健康科学大学看護学部・望月宗一郎教授と共同で行います。

研究内容に関する御質問は、以下の連絡先までお願いします。

### 研究代表者

馬場 亜衣奈（山梨県立精神保健福祉センター（山梨県自殺防止センター））

住所 山梨県甲府市北新 1-2-12

Email: seishin-hk@pref.yamanashi.lg.jp

教職員用

若年層に対する自殺対策調査研究事業

## 「県内の大学・短期大学生における心の悩みの相談支援体制に関する調査」 への御協力について（お願い）

### 1. 研究の意義、目的

本県の20歳未満と20歳代の自殺死亡率は全国を上回っており、特に10～24歳では自殺が総死亡数の半数を占めているなど、子ども・若者の自殺が深刻な課題となっております。

大学生になると親元を離れる等、これまで慣れ親しんだ環境が一転し、一人暮らしやアルバイトを始めることで、不規則な生活に陥りやすく、また、人間関係や行動範囲が広がり多くのストレスを抱えていると考えます。

また、10歳代後半から20歳代は、生徒・学生から社会人へとライフステージが大きく変化する時期で、様々な悩みも生じ、心も不安定になりがちです。

そこで本研究の目的は、県内の大学・短期大学における学生の自殺対策に係る相談支援体制と相談対応の実態を明らかにし、今後の若年層の自殺対策の推進等に活用するための基礎資料を得ることとしています。

### 2. 研究方法及び研究期間

この説明書の内容について御同意いただける場合は、本研究のウェブアンケートフォームにパソコン又はスマートフォン等からアクセスし、アンケートに答えていただきます。

### 3. 研究対象者として選定された理由

県内の実態を把握するため、大学・短期大学全12校に依頼しております。

### 4. 調査票について

調査票は、「大学・短期大学等用」と「教職員用」の2種類があります。このアンケート調査への回答については、「大学・短期大学等用」は貴学における心の悩みの相談支援体制について把握している立場の方代表1名、「教職員用」は学生の心の悩みの相談を受ける立場にある方（クラス担任や指導教職員、学生相談室等の学生の悩みに対応する部署に所属している方）20名にお願いしております。

貴殿におかれましては、「教職員用」のアンケートへの回答をお願いします。

〈教職員用調査票 QR コード〉

回答期日：令和5年12月22日（金）



## 5. 研究への協力及び辞退について

研究の趣旨を御理解の上、御協力いただければと思いますが、この協力は職務的な強制ではありません。協力しない場合又は回答の途中で辞退される場合も、回答者個人の業績評価等の不利益が生じることはありません。途中で辞退される場合は、ウェブアンケートの途中でブラウザを閉じてください。

## 6. 研究への協力により期待される利益

この研究へ協力いただくことにより、山梨県内の大学・短期大学における学生の自殺対策に係る相談体制の現状と教職員等のニーズの把握が可能となり、教職員等の自殺対策への関心及び関係部署との連携の必要性に係る意識が高まることが期待されます。また、自殺対策を推進する上で大学等の現場において必要な支援が明確になり、山梨県内の大学生等（若年層）に係る自殺対策の充実が期待されます。

## 7. 予測されるリスク、危険、心身に対する不快な状態及び影響

本研究の協力には、何ら身体的な危険は伴いませんが、アンケートの一部で自殺や自殺未遂に係る対応をお伺いいたします。このため、精神的な不快感が生じることがごくまれにありますが、その場合は、5のとおりいつでもこの研究を辞退することができます。

## 8. 研究成果の公表の可能性

本研究の成果は、山梨県立精神保健福祉センター研究紀要、山梨県職員保健師会紀要及び山梨県公衆衛生研究発表会で公表いたします。

## 9. 守秘や個人情報の取扱い

本研究は、山梨県立精神保健福祉センター倫理審査委員会の承認を得ています。  
また、とりまとめの際に貴学及び回答者が特定される情報を公表することはありません。

## 10. 研究データの取扱い

研究データはデジタル化され、研究以外の目的には使用しません。調査終了後、回答データをサーバーからダウンロードし、CD等にパスワードをつけて保存するとともに、サーバー上のデータは削除します。データを保存したCD等は、山梨県立精神保健福祉センター内の適切な場所（鍵のかかる等）で5年間保管後、破棄します。

## 11. 研究に係る資金源の有無及び名称

本研究は、次の助成を受けて実施されます。  
自殺対策費補助金（国庫補助金）

## 12. この研究の代表者及び共同研究者について

本研究は、山梨県立精神保健福祉センター（山梨県自殺防止センター）が健康科学大学看護学部・望月宗一郎教授と共同で行います。

研究内容に関する御質問は、以下の連絡先までお願いします。

### **研究代表者**

馬場 亜衣奈（山梨県立精神保健福祉センター（山梨県自殺防止センター））

住所 山梨県甲府市北新 1-2-12

Email: seishin-hk@pref.yamanashi.lg.jp

調 査 票

「県内の大学・短期大学生における心の悩みの相談支援体制に関する調査」

(大学・短期大学等用)

問1 貴学の学生が利用可能な心の悩みの相談支援体制（例：学生相談室、保健管理センター、クラス担任・指導教員等の教員等）の有無について教えてください。

1. 有り⇒問2へ 2. 無し⇒問4へ

問2 問1で「有り」と回答した場合は部署又は役職等を教えてください。

( )

問3 問1で回答された「相談支援体制」は学生の心の悩みの解消につながっていますか。

1. そう思う 2. ややそう思う 3. ややそう思わない 4. そう思わない

問4 ここ5年間で学生から自殺の危険を感じるような心の悩みの相談を受けたことがありますか。

1. ある⇒問5へ 2. ない⇒問6へ

問5 問4で「ある」と回答した場合はその内容について次の選択肢の中から選んでください（複数回答可）。

1. 修学に関する事 2. 学費、生活費等の金銭に関する事  
3. 精神障害、発達障害に関する事 4. 身体の問題に関する事  
5. 進路・就職に関する事 6. 対人関係に関する事  
7. 性的マイノリティに関する事 8. ハラスメント・人権侵害に関する事  
9. 性犯罪に関する事 10. その他 ( )

問6 学生の心の悩みの相談に関して貴学で行っている独自の取組があれば教えてください。

(自由記載)

問7 学生からの心の悩みの相談について、連携している学外の医療機関又はカウンセリング機関はありますか。

1. 有り⇒問8へ 2. 無し⇒問9へ

問 8 問 7 で「有り」と回答した場合、差し支えなければ機関名を教えてください。

(機関名： )

問 9 こころの健康相談統一ダイヤル (0570-064-556) を学生に周知していますか。

1. 周知している 2. 周知していない 3. 当該ダイヤルを知らない

\*「こころの健康相談統一ダイヤル」とは、全国どこからでも共通の電話番号 (0570-064-556) に電話すれば、電話をかけた所在地の公的な相談機関に接続される相談ダイヤルのことです。

問 10 山梨県自殺防止センターをご存知ですか (自殺防止対策拠点として自殺の実態に係る調査研究、自殺未遂者等の心の悩みを抱える人への相談・支援、情報発信等を関係機関と連携して行っています)。

1. 名前を聞いたことがあり、業務内容も知っている  
2. 名前を聞いたことがあるが、業務内容は知らない 3. 名前も聞いたことがない

問 11 自殺対策として学生からの心の悩みの相談に対応する中で困ったことがありますか。

1. ある⇒問 12 へ 2. ない⇒問 13 へ

問 12 問 11 で困ったことがあると回答した場合は、その内容について次の選択肢の中から選んでください (複数回答可)。

1. 対応マニュアルがない 2. 連携機関が分からない  
3. 専門のカウンセラーがない 4. 見守り支援を継続してよいのか  
5. 学校としてどこまで支援できるのか  
6. 相談時間が十分に確保できない 7. 知識不足で助言が難しい  
8. 保護者へ情報提供してよいのか 9. その他 ( )

問 13 今後、自殺対策の連携を強化するために大学・短期大学名を教えてください。  
なお、とりまとめの際に貴学及び回答者が特定される情報を公表することはありません。  
( )

以上で終了となります。御協力ありがとうございました。

調 査 票

県内の大学・短期大学生における心の悩みの相談支援体制に関する調査」

(教職員用)

問1 貴学の学生が利用可能な心の悩みの相談支援体制（例：学生相談室、保健管理センター、クラス担任・指導教員等の教員等）の有無について教えてください。

1. 有り⇒問2へ 2. 無し⇒問4へ

問2 問1で「有り」と回答した場合は部署又は役職等を教えてください。

( )

問3 問1で回答された「相談支援体制」は学生の心の悩みの解消につながっていますか。

1. そう思う 2. ややそう思う 3. ややそう思わない 4. そう思わない

問4 ここ5年間で学生から自殺の危険を感じるような心の悩みの相談を受けたことがありますか。

1 有る⇒問5へ 2. ない⇒問6へ

問5 問4で「ある」と回答した場合はその内容について次の選択肢の中から選んでください（複数回答可）。

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 1. 修学に関する事        | 2. 学費、生活費等の金銭に関する事  |
| 3. 精神障害、発達障害に関する事 | 4. 身体の問題に関する事       |
| 5. 進路・就職に関する事     | 6. 対人関係に関する事        |
| 7. 性的マイノリティに関する事  | 8. ハラスメント・人権侵害に関する事 |
| 9. 性犯罪に関する事       | 10. その他 ( )         |

問6 学生の心の悩みの相談に関してご自身が行っていることがあれば教えてください。

(自由記載)

問7 こころの健康相談統一ダイヤル（0570-064-556）を学生に周知していますか。

1. 周知している 2. 周知していない 3. 当該ダイヤルを知らない

\*「こころの健康相談統一ダイヤル」とは、全国どこからでも共通の電話番号（0570-064-556）に電話すれば、電話をかけた所在地の公的な相談機関に接続される相談ダイヤルのことです。

問8 山梨県自殺防止センターをご存知ですか（自殺防止対策拠点として自殺の実態に係る調査研究、自殺未遂者等の心の悩みを抱える人への相談・支援、情報発信等を関係機関と連携して行っています）。

1. 名前を聞いたことがあり、業務内容も知っている
2. 名前を聞いたことがあるが、業務内容は知らない
3. 名前も聞いたことがない

問9 自殺対策として学生からの心の悩みの相談に対応する中で困ったことがありますか。

1. ある⇒問10へ
2. ない⇒問11へ

問10 問9で困ったことがあると回答した場合は、その内容について次の選択肢の中から選んでください（複数回答可）。

1. 対応マニュアルがない
2. 連携機関が分からない
3. 専門のカウンセラーがいない
4. 見守り支援を継続してよいのか
5. 学校としてどこまで支援できるのか
6. 相談時間が十分に確保できない
7. 知識不足で助言が難しい
8. 保護者へ情報提供してよいのか
9. その他（ ）

以下の設問では、回答者ご自身の基本情報についてお伺いします。

問11 属性について教えてください。

1. 教員
2. 事務職員
3. その他（ ）

問12 クラス担任や指導教員、学生相談室の職員等として学生の相談を受ける立場になってからの経験年数を教えてください。

※1年未満の端数は切り上げて1年として計算してください

（ ）年

問13 年代について教えてください。

1. 20代
2. 30代
3. 40代
4. 50代
5. 60代
6. 70代

以上で終了となります。御協力ありがとうございました。